

独立行政法人海上災害防止センター第二期中期目標

国土交通大臣は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を、以下のとおり定める。

はじめに

我が国では、昭和40年代に相次いで発生した油流出事故等を受け、船舶所有者等に対する排出油防除措置の義務付け等所要の法整備を行うとともに、昭和51年10月には認可法人海上災害防止センターを設立するなど、海上防災体制の充実強化を図ってきた。こうした中、平成9年にナホトカ号、ダイヤモンド・グレース号の大規模油流出事故が発生し、これら事故の経験から更なる体制強化が図られたが、海外ではプレステージ号事故（平成14年11月/スペイン）、ヘーベイ・スピリット号事故（平成19年12月/韓国）等ナホトカ号の流出量を大きく上回る事故が発生しており、こうした事故が我が国で発生した場合に備え、より効率的かつ効果的な防除体制を今後とも整備していく必要がある。

一方、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の締結に伴い、我が国では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）を改正し、平成19年4月から特定油以外の危険物質及び有害物質（以下「HNS」という。）の汚染に対する国内体制の強化を図ったが、今後は防除資機材の整備や要員の能力向上等を図っていく必要がある。

センターは、前身の認可法人時代を含め、約30年に亘って我が国周辺海域における油流出事案等に対応し、防除措置等の業務を適確に遂行してきた実績を有しており、国内外から高い評価を受けている。また、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定。以下「緊急時計画」という。）でも、センターは我が国の海上防災体制の一翼を担う中核機関として重要な役割を担っている。

このように、センターに対する期待は大きく、その果たす役割は我が国の海上防災体制上極めて重要であることを十分踏まえ、第二期中期目標期間中についても、より効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに、業務の質の向上及び透明性の確保を図ることにより、社会からの負託に応えるものとする。

なお、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、センターの業務については、必要な制度的枠組みを維持した上で、「法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる」こととされたことから、センターでは、新組織形態への移行が円滑にできるよう、必要な準備を行うものとする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、一般管理費（特殊要因経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で9%程度に相当する額を削減する。

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、給与水準については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、その適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合にはその適正化に取り組むとともに、検証結果及び取組状況について公表を行う。

事業費（防災費、HNS業務費、受託業務管理費（防災措置業務に限る。）及び公租公課の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第1期中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で3%程度に相当する額を削減する。

契約については、「随意契約見直し計画」を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等の推進や情報公開等により、競争性及び透明性の向上を図る。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

(3) 関係機関等との連携の強化

センターの業務を効率的に実施するため、民間船社や関係行政機関と密接な連携を図る。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海上防災措置業務

センターは、緊急時計画における役割を十分踏まえ、これまで培ったノウハウや保有資機材・人員動員システム等を有効活用し、我が国の海上防災体制に貢献するため次の業務を実施する。

海上防災措置業務の適時・適確な実施

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

HNS防除体制の充実強化

HNSの防除措置を適確に実施するため、契約防災措置実施者に対する研修等を実

施し、HNS防除能力の向上を図ることにより、防除体制を強化する。

また、センターが有するHNS防除に関する資機材・ノウハウ等を有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

(2) 機材業務

海防法第39条の3、第39条の4に規定する基準に適合する配備体制を維持するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講ずる。

(3) 海上防災訓練業務

訓練の重点化

「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

訓練参加者の能力向上

訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補習等を行うことにより、訓練参加者の能力向上を図る。

(4) 調査研究等業務

海上防災体制強化に資する調査研究の実施

センターの技術・能力を活用し、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など海上防災体制の強化に資する調査研究を実施する。

成果の普及・啓発

調査研究の成果（受託研究を除く。）を広く一般へ普及・啓発する。

(5) 国際協力推進業務

国際協力業務の推進

センターの技術・能力を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際的に通用する教育訓練を実施することにより、我が国の高度な海上防災に関する知識・技能の移転を図る。

訓練参加者の能力向上

海上防災に関する各国のニーズに応じた訓練を実施する。

また、訓練終了後に実施する試験結果を踏まえ、一定基準に満たない者に対して補習等を行うことにより、訓練参加者の能力向上を図る。

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

また、センターが有する技術・能力を活用した業務の実施、社会ニーズを踏まえた業務の展開等により、自己収入の確保を図る。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

施設・設備に関する整備計画を策定し、確実に実行することにより、業務に必要な

機能を維持する。

(2) 人事に関する計画

センターの業務を確実にかつ効率的に遂行するため、職員の知識・技能の向上を図り、適性に応じた部門に配置する。